

農地・水・環境保全向上対策第三者委員会

第 1 0 回 委 員 会 議 事 録

—開 会—

司 会
(宗村主幹)

おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部農村振興課主幹の宗村でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、委員会に先立ちまして、「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」委員の委嘱状交付を行います。順番にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立願います。

(委嘱状交付)

懸田弘訓様

菊地ミドリ様

佐藤和子様

塩谷弘康様

進士徹様

司 会

ありがとうございました。以上で委嘱状交付を終了いたします。なお、本日欠席されていますが、あと2名の方に委員をお願いしております。後ほどのご紹介といたします。

それでは、これより「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」第10回委員会を開催いたします。

はじめに、農林水産部の櫻田次長からごあいさつを申し上げます。

農林水産部次長

皆さん、おはようございます。改めまして、お集まりいただきましてありがとうございます。農村整備担当次長をしております櫻田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。第10回「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」の開催にあたりごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、本対策第二期の1年目にあたり、委員にご就任をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から、それぞれの立場で本県の振興と活性化にご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

東日本大震災から2年が経過し、復興に向けた取組3年目の年となりますが、この間、「がんばろうふくしま」、そして「ふくしまからはじめよう」を合言葉に、県民の皆さんとともに復旧・復興に取り組んでまいりました。

これまでに、県の「復興計画」をはじめとして、国の「福島復興再生特別措置法」や「福島復興再生基本方針」などの復興を進める枠組みづくりはできてきたものの、思うように進まないふるさとへの帰還、いまだ収束しない原発事故による風評、若い後継世代の人口流出など、農業・農村の分野でも、甚大な影響が生じております。

県では、農業・農村の復興に向け、農地・農業用施設等の復旧を進めるとともに、原発事故による風評を払拭し、本県農産物の安全・安心の信頼を確保するため、農地の除染や農林水産物のモニタリング、さらには米の全量全袋検査

などに全力で取り組んでいるところであります。

農地・水保全管理支払交付による共同活動は、集落復興の基礎となる農地・農業用施設の適切な維持管理はもちろんのこと、地域コミュニティを維持・向上させ、震災後もふるさとふくしまを支えてきた「絆」をさらに成長させるものであると考えております。

本委員会では、最終年度である平成 28 年度までの間、本交付金の毎年度の実施状況について点検していただくとともに、活動組織の取組に対する評価及び指導・助言をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、本対策の概要や平成 24 年度の取組状況などについてご説明させていただくこととしております。本県農業の活性化に向けて忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。あいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、準備いたしました資料は、お手元の資料一覧のとおりでございますのでご確認いただければと思います。

それでは、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

はじめに、県文化財保護審議会委員の懸田弘訓委員、今回、新任でございます。

次に、福島県消費者団体連絡協議会の菊地ミドリ委員、今回、新任でございます。

次に、NPO法人ふくしまNPOネットワークセンター副理事長の佐藤和子委員でございます。

次に、福島大学行政政策学類教授の塩谷弘康委員でございます。

次に、NPO法人あぶくまエヌエスネット理事長の進士徹委員でございます。

次に、本日欠席されておりますが、あとお二人の委員をご紹介いたします。

J A福島女性部協議会の田代かよ子委員及び福島県農業会議事務局長の田中亮委員でございます。

以上、7名の委員のうち、本日、過半数を超える5名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本委員会設置要綱第5条第1項の規定によりまして、本日の委員会は成立しております。

また、本委員会は県の「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、公開することになっておりますので申し上げます。

本日の第三者委員会は「第二期対策」において初めての委員会でございますので、委員長と副委員長を選出することとなります。本委員会設置要綱第4条第1項の規定によりまして、委員会の委員長・副委員長は「委員の互選により定める」とされております。

委員長・副委員長の選任についてご意見がありましたらお願いいたします。

(事務局で案があればお願いします) という声あり)

ただ今、事務局の提案があれば示してほしいというご意見をいただきましたが、いかがでございますか。

事務局	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局から提案をさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局より提案させていただきます。</p> <p>委員長には、農業・農村に幅広い見識をお持ちであります福島大学の塩谷委員にお願いすることをご提案申し上げます。また、副委員長には、住民活動に幅広い見識をお持ちである佐藤委員にお願いすることをご提案いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局より、委員長には塩谷委員、副委員長には佐藤委員にお願いしてはどうかと提案がありましたが、いかがでございますでしょうか。</p>
司 会	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、委員長には塩谷委員、副委員長には佐藤委員にお願いしたいと存じますが、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(塩谷委員、佐藤委員、了解)</p> <p>皆様の互選によりまして、委員長には塩谷委員、副委員長には佐藤委員が選任されました。</p> <p>大変恐れ入りますが、塩谷委員は委員長席にお移りいただきたいと思っております。</p>
塩谷委員長	<p>ここで、塩谷委員長からごあいさつを頂戴したいと思います。</p> <p>皆さん、おはようございます。本当に年度が差し迫ってお忙しいときにお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今日の委員会は第 10 回と書いてありますけれども、振り返ってみれば、この委員会も 6 年目を迎えるということであります。私自身は、前委員長の山川先生のときからこの委員会に携わらせていただきました。</p> <p>この後、資料に基づく報告にもありますように、この間、年単位ごとの委員会、あるいは現地視察ということを重ねてまいりました。平成 22 年 9 月には南相馬市の現地視察ということで、飯舘村のヒマワリがたくさん植わっているところを抜けて原町の現場を見せていただきました。しかし、その数カ月後に震災が起きてと。先ほどのごあいさつにもありましたけれども、第一次産業が福島の場合は非常に打撃を受けて、今、その復興・再生に向けての道のりの途上にあります。</p> <p>もともとこの事業というのは、ある意味で、高齢化であるとか過疎化によって農村のコミュニティが弱体化してくる中で、さまざまな施設であるとか環境を、農業従事者以外も含めてどのように維持・向上させていくのかというのがこの事業ではないかと思っております。その点、やはり震災を受けて、ますます一面では厳しい状況が生まれている。</p> <p>その中で、この事業が果たす役割というのは、第一期に増して大きなものがあるのではないかと、委員の皆さんのさまざまな見識、お知恵を拝借しながら、本県農業農村の復興・再生に努めていきたいと思っておりますので、これからどうぞよろしく願いいたします。</p>

司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐藤副委員長から、自己紹介を兼ねましてお願いをいたします。</p>
佐藤副委員長	<p>私も塩谷先生と同じように、第一期の、考えてみると5年前、6年ということで、私は都会育ちですので、農業のことはあまりわからないというか、どうなるのだろうということでスタートしたのですけれども、この事業が、いろいろ農家の方のコミュニティとか、農業をやっていない人と農家の方がいかに協力して農業の環境を育てていくことがうまくいっているというか、いってほしいというような事業だったので、こんなにうまく回っていくとは思わずにスタートしましたけれども、スタートして、すごくいい事業だったなというふうに思いますし、今後ともそういう事業が、この震災を受けて、乗り越えられるような事業になっていけるようにと思っていますので、よろしく申し上げます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、県側の職員をご紹介します。</p> <p>櫻田農林水産部次長でございます。</p> <p>長谷場農村振興課長でございます。</p> <p>続きまして、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会側の職員をご紹介します。</p> <p>茂木会長でございます。</p> <p>渡辺事務局長でございます。</p> <p>それでは、本委員会設置要綱第5条第2項に「委員会の座長は委員長を充てる」とされておりますので、ただ今から座長を塩谷委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
座 長 (塩谷委員長)	<p>——議 事——</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。次第にありますように、議題（1）から議題（4）までありますが、まず（1）の「農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1に基づきまして、「農地・水・環境保全対策第三者委員会」についてご説明いたします。</p> <p>目的でございますが、農地・水保全管理支払交付金が計画的かつ効果的に実施されるよう助言をいただくとともに、実施状況の点検及び効果の評価を行うことを目的として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱に基づき、有識者の皆様による本委員会を設置するということになっております。</p> <p>委員会の概要といたしましては、先ほど委員長からお話がありましたとおり、第1期対策、平成19年度から平成23年度まで5カ年間行ってまいりました。その間、平成19年度から平成23年度までの間に計9回の委員会を開催させていただいております。中でも、平成20年8月には白河市のほうへ、平成22年9月には、お話にありました南相馬のほうへ現地調査を行い、活動組織の皆様と直接意見交換を実施させていただいております。平成22年3月には、中間年</p>

ということで中間評価のとりまとめを行いまして、平成 24 年 3 月、最終回になります第 9 回では、5 カ年間の実績と効果のとりまとめについて、皆様のご意見を伺っております。

今、第二期対策におきましては、平成 24 年度からの 2 期対策で、年 1 回から 2 回、通常 2 回程度の開催を予定してございます。主な議題といたしまして、本対策の実施状況の把握・点検、それから、本対策の実施に際しての指導・助言、本対策の効果に関する検証・評価となっております。

今後の開催予定といたしましては、本日、平成 24 年度第 10 回委員会を行わせていただいております。内容につきましては、制度の概要、実施状況、今後のスケジュール等のお話をさせていただくというふうになっております。

平成 25 年度から平成 28 年度までについては年 2 回程度ということで、毎年 8 月から 9 月頃に現地調査を考えております。2 月から 3 月ということで指導助言及び、その年の検証評価というような内容での委員会の開催を予定しております。

なお、同じように第二期対策 3 年目については、中間評価、最終年度には最終評価をしていきたいというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして、こちらが本第三者委員会の設置要綱ということで、その中で、第 3 条、委員会の委員は 7 人以内としますということ、それから、ありましたが 4 条で委員長及び副委員長の設置、それから第 5 条で過半数の出席により成立をしますと、座長については委員長にお願いしますといった内容が書かれております。なお、委員会の設置期間は第二期対策の終了年であります平成 28 年度までということで予定しております。

第三者委員会の概要につきましては以上です。

ありがとうございました。

今回、新任の委員の方が何名かいらっしゃいますけれども、この 5 年間の実績と効果のとりまとめについては、その成果は渡っていますでしょうか。

まだお渡しはしておりません。あくまで今回のスタートの分だけです。

わかりました。では、それは後ほどお願いすることとしまして、ただ今の事務局長のご説明に対して何かご質問あるいはご意見はありますでしょうか。――よろしいでしょうか。あと数日たてば平成 25 年度ということになるわけですが、今後は年 2 回程度、この委員会を開き、そのうちの 1 回は現地調査ということですので、ぜひよろしく申し上げます。

それでは引き続きまして議題の 2 番目になりますが、「農地・水保全管理支払交付金」について、こちらについてまた事務局から説明をお願いいたします。

それでは、資料 2 をもちまして交付金についてご説明申し上げます。

概要としまして、「農地・水保全管理支払交付金」、第一期対策の場合、事業名が「農地・水・環境保全向上対策」という名前でごございましたが、第二期対策になりまして、事業名が修正されております。平成 19 年度から平成 23 年度まで、第一期対策が実施され、農地・農業用水等資源の保全管理や農村環境の向上に成果を挙げましたということで、こちらは第一期対策のまとめでも皆様

座 長

事務局

座 長

事務局

からご評価をいただいている点でございます。

新たに、平成 24 年度から平成 28 年度まで第二期対策が行われることとなり、その中で、第二期対策から農地・農業用水等資源の保全管理を行う共同活動、施設の長寿命化を図る向上活動、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の復旧を行う復旧活動について支援しますということで、3つの形に分かれることになりました。

1枚めくりまして、2ページの下の図をご覧ください。こちらが体系的に図示したものですので、こちらでご説明いたします。まず、保全管理の支払交付金がございます。こちらは平成 24 年度から平成 28 年度までの5カ年間。その中で3つの交付金に分かれております。上の「共同活動支援交付金」、これは同じく平成 24 年度から平成 28 年度。それから中段の「向上活動支援交付金」、こちらの始期が平成 23 年度になっております。こちらは第一期対策終了年から始まっている交付金でございます、それが引き続き第二期の終期でございます平成 28 年度まで続く交付金となります。

一番下、「復旧活動支援交付金」は、名のとおり大震災からの復旧のためということで、こちらは平成 23 年度から平成 25 年度までの3カ年間、時限の交付金となっております。

概要につきましては、共同活動交付金につきましては、まず、農地、水路等の基礎的な保全管理活動、こちらは目地の補修、水路の草刈り、水路の泥上げといった基本的な活動、それからもう一つ、農村環境の保全のための活動、こちらは皆様による環境向上、植栽、花植えであったり生き物調査であったりといった内容が環境保全ということで項目として挙げてございます。

続きまして「向上活動支援交付金」、これにつきましては、①番として施設の長寿命化のための活動、こちらが主たるものになっております。こちらは老朽化した水路の補修・更新、また、素堀り用水路からのコンクリート水路への改修といったものを長寿命化ということで進めています。

中段、高度な農地・水の保全活動、こちらは、上段の共同活動であります環境保全のための活動よりもさらに一步進んだ活動として設置しているものについて加算される項目になります。例でいいますと、水田魚道を設置したりということで、生物多様性の保存であったり水環境循環の向上であったりといった部分の保全活動に対して交付金が支払われます。

③番としまして、農地・水・環境保全組織の取組ということで、こちらは広域化体制ということで、大規模な組織の活動組織に対する体制の強化ということで、これも加算される項目になります。

一番下、「復旧活動」につきましては、東日本大震災で被災した水路等施設の復旧活動という、こちら小規模なもの、皆さん共同で直すような形から始まった復旧について支援をしますということになります。

3ページをご覧ください。対象となる組織、農地・水を活動する上で基本となる活動組織につきましては、集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民の方、それから自治会、また関係団体等、多様な主体が参画

する組織ということで定められております。農業者だけでは駄目ですということになります。

例として、丸が描いてあるような例があって、このような形で地域住民参加型の組織をつくってみんなで集落環境を守っていきましょう、農業施設を守っていきましょうという活動になります。

(2) としまして、農地・水・環境保全組織、こちら大規模な組織と申しましたが、広域エリア、エリアが 200 町歩以上の大きなエリアになりますと、当然、活動をする下位組織が多くなります。そういったものを効率的にまとめるための協定であったり仕組みをつくるといったものに取り組んだ組織ということになります。県内ですと、現在 3 組織だけあります。柳津町さんが 1 つ、西会津町さんが 1 つ、こちらは農地・水を町全体として取り組んでいらっしゃる町になります。あと、いわき市さんに組織として 1 つ、これは単一組織であります。200 町歩以上の受益なり協定面積をお持ちになる組織が 1 つ、合計 3 組織が福島県としてはございます。

めくっていただきまして、4 ページ、こちらが共同活動支援交付金の活動内容ということで、少し写真等がありますのでこちらをご紹介します。

基礎活動としましては、協定に位置づけた農用地、水路、農道等の保全管理ということで、みんなで点検・機能診断をします。それに対してどういった更新・保全をするかという計画を立てていただきます。それをもって下の実践活動であります農地の草刈りであったり（水路の）目地の補修であったり、農道への砂利の補充、ため池がある場合のため池の草刈りといった作業をみんなでやるという基礎活動になります。

その下、農村環境保全活動として、これは生物多様性、景観保全等のためにやる活動ということで、こちらについても計画を立てていただいて、みんなでやるという啓発、それから実践としては水路の水質調査、田んぼの脇にグリーンベルトをつくるような活動、それから植栽による景観の形成の活動をしております。

共同活動につきましては、支援単価として、以下の表にありますとおり、10 アール当たり田で 4,400 円、畑で 2,800 円、草地で 400 円という基本単価がございます。脇の 7.5 割単価、こちらにつきましては、第二期対策を始めるに当たり、6 年目になる組織については、活動組織が既にあり、活動についても熟知されているということで、その分、負担が減っているということで、国のほうから減額というお話で出されている内容です。ですので、6 年目からは以下の 10 アール当たり田 3,300 円、畑 2,100 円、草地 300 円といった単価になります。

続きまして 5 ページ、向上活動ということで施設の長寿命化のための活動、こちらは写真にありますとおり、農道舗装の補修、それから老朽化施設の目地の補修やコーティングによる補修、素堀り水路からコンクリート水路への更新といった内容になります。支援単価につきましては、共同活動と同じように、10 アール当たり田が 4,400 円、畑が若干安くて 2,000 円、草地が 400 円といっ

たものになります。

高度な農地・水の保全活動につきましては、写真にありますとおり、水田の地下かんがいによる涵養、それからグリーンベルトの設置、魚道の設置等、特に専門的なものについて行った場合については、加算単価ということで、10 アール当たり 500 円、1,000 円、2,000 円といった段階ごとの加算になるという仕組みになっています。

続いて 6 ページに移ります。農地・水保全組織の取組、こちらは広域エリアの保全に取り組む組織について、その組織を立ち上げる際の事務的な経費の補助ということで、1 組織当たり 40 万円、これは 1 年度だけ、初年度だけの加算ということで認められている取組になります。

それから (3) として復旧活動支援交付金、こちらは写真にありますとおり、地震によって隆起した水路の補修、壊れた水路の取り替えといったような内容が活動としてございます。単価につきましては、同じように 10 アール当たり田が 4,400 円、畑が 2,000 円、草地が 400 円といった内容になります。

内容は以上になります。

あと、資料 3 のほうをご覧ください。こちらは交付金の実施に関する基本方針ということで、農地・水の活動は全国的に統一活動になります。ただ、都道府県ごとにそれぞれ状況なり気候が違います。そういったものを補助する、補完する形で、各県独自の活動を追加することが認められております。

中にありますとおり、共同活動支援に関する事項の地域活動指針ということで国の取組に加えることができる。福島県としては、特に積雪地域での融雪に関する取組、こちらは湖南と会津地域のみになりますが、雪を解かすための工夫、それから、水路、ため池における安全施設の適正管理、こちらは水路の危険ですよといった黄色の注意看板、安全策等の取組を県独自で追加しております。

また、これも福島県独自になりますが、放射線の事故がありました。そういった関係で、放射線に対する学習といった研修はしてもいいですよといった研修に対する活動を認めております。ただし、農地・水活動におきましては、除染、それからそういったたぐいの活動は残念ながら認められておりません。ここだけはきちんと組織のほうに説明をしている点になります。

農地・水交付金の活動、それから内容については以上です。

ありがとうございました。

それでは、この交付金についての説明に対して、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

今回初めて参加させていただいて、今までの成果をまだ拝見していないものですから場違いな発言になると大変申し訳ないので最初からおわびしておきますけれども、この補助金はざっと見ますと実利的な面が強調されています。ところが、今回、私ども 13 人ほどで調査団をつくりまして、補助事業として被災地の調査を昨年度から来年度まで 3 年間実施する予定で、かなり 160~170 の被災団体を回っているのですけれども、その中で、女性でしたけれども、浜通り

座 長

懸田委員

の、家も財産もみんななくなってしまったのに、祭り・芸能までなくなるというのは何が残るのですかといった内容だったのです。私たちはやはり衣食住だけでは満足することができないのです。精神的な支えがどうしても欲しい。今まで私どもも、祭り・芸能というのは五穀豊穡とか、あるいは無病息災を願って行われているのだということで、いかにもわかったような話をしていたのですが、今回の実態を見てみますと、もちろんそれは否定できませんが、そのほかに祭り・芸能で本当に地域が団結できる、今で言う絆です。絆を結ぶ一つの核になっているということがわかりました。ですから、それがなくなるということは、ちょっと大げさに言いますと、地域がなくなる、ふるさとがなくなることと同じなのです。そういう危機感を持っております。

それで、今回の調査でわかったのですが、福島市に岡山の水かけ祭りがあります。ここは毎年どぶろくをつくるのです、地元の杜氏で。今回かなり汚染されましたので、大きく除染しました。そういうことでわき水を使うのですが、それが危険だということで、なんとペットボトルで2トンぐらいのにごり酒を造ったのですね。これは大変なことです。ですから、いろいろなところに影響を及ぼしているのです。

こういう水路とか、ため池とかには、少なからず水神様とか、あるいはシンボルの対象になっているものがあるのです。これは、いわゆる民間信仰といひまして、広い意味で環境整備の一つではないかと思うのです。ただね、よくこのような信仰の対象という、これは憲法違反だと即断される方がいるのですが、信仰と宗教は別なのです。ですから、例えば祭り・芸能を国・県・市町村で指定してありまして補助金まで出しておりますけれども、これは憲法違反なら当然できないはずで、これは宗教ではなく信仰だからです。

そういう点で、ぜひこの中にも、補助金の対象としなくてもよろしいのですが、どこかにそういうような精神的な支えとして祭ってきた信仰の対象、それを守りましょうというような項目を入れていただくとありがたいと思うのですが。これは場違いでなければよろしいのですけれども、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

祭り・芸能、非常に重要なもので、そういうようなコミュニティを支える精神的支柱ということなのですが、農地・水・環境の制度の中で何かそこと接点があるような支援、あるいは、今、懸田委員がおっしゃったように、どこかにそういったことを盛り込むことはできるかという、そういう要望ですけれども、事務局のほうでいかがでしょうか。

お答えします。

一番頭に「祭り」というものを書くと、農地・水の活動の中では残念ながら現在認められていません。ただ、おっしゃったように、水路やため池が信仰のもとになっているお話でございます。その水路を守るために掃除をする、泥上げをしたり草刈りをしたりといった部分については、農地・水の共同活動というふうに認識できると思いますので、そういった信仰・祭りの準備というま

座 長

事務局

た語弊がありますが、そういった形につながる保全管理活動、集落の共同活動という意味では、農地・水の活動がお役に立てるのかなと思います。ただ、祭りのために草を刈ってしまうという話になると、それは、今おっしゃったようになかなか補助金をいただいている関係でご指導がありますので、そこはいろいろ、言い方になりますが、こういった組み方にすれば、地元としては活動ができますよといったことについては、私どものほうではその都度、組織のほうにはご説明をしております。ただ、祭りとして、大前提で書くことだけはちょっとご容赦いただきたいというふうに思います。

以上です。

座 長
懸田委員
座 長

いかがでしょうか。

それで結構でございます。ありがとうございました。

なかなか交付金の目的にはならないけれども、水路であるとかそういうものを整備することが、結果として保全につながっていくのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

菊地委員

交付金なのですけれども、資料を見ると申請制であるわけでしょう。これに対する金額を交付するのだけれど、面積に対してだけなのか、受益者負担みたいな縛りがあって、それで足りない分を交付するのかという仕組みを知りたいです。

座 長
事務局

受益者負担の件についていかがでしょうか。

この農地・水の交付金につきましては、基本的には協定面積について、集落でここまでをやりましょうということを皆さんで話し合っ、それを市町村と協定という形を結びます。そちらの協定面積のうち交付対象面積に対する単価の掛け算というものが基本になります。

足りないからということではありませんで、この面積については一般的に決められた金額がこのぐらいですので、この掛け算で出た交付金の中でやってくださいよと。もし足りなければ、確かに住民の皆様でまた折半するというような形になるかもしれませんが、基本は皆さんで活動を守っていくと決めた農用地、あくまで農用地の面積に対する単価の掛け算での交付金という形になっています。

よろしいでしょうか。

菊地委員
座 長

10件申請があつたら、10件に全部承認を出してくれるのという感じ。

それは採択状況のお話でしょうか。出されたものが全部交付金を受けられるような実態にあるのか、これは予算の総額との絡みでもあると思うのですが。

事務局

基礎活動であります共同活動を基本に福島県はしております。共同活動につきましては、予算の制約はあるのですが、基本的には全組織を採択するという考えで現在行っております。

また、第二期対策に移る際に、不幸ながら震災に遭われてやめられた組織がございます。そういった組織が再度、住民の皆様が集まってやりたいといった場合については、そこは最優先で私どもとしても支援をして活動していただき

たいというふうに考えております。基本的には皆様の要望については全組織、共同活動についてでございますが、採択をするということでもあります。ただ、向上活動の交付金につきましては、また基本となる活動の上ということで、そちらについては、今、予算が非常に厳しくて、なかなか皆さん全員のご希望に沿う形にはなっていないのですが、皆さん共同活動で行う基礎活動である草刈り、水路、環境保全については、100%の形で支援を申し上げているという形に現在なっております。

以上です。

座長
事務局

あと、ご質問がありました受益者負担というか自己負担があるかという。

受益者負担はございません。あくまで面積に関する掛け算の単価ということだけで、それが、ただ個人に行くものではございませんで、あくまで共同活動、皆さんでやってもらった活動に対する支援、そのときの日当であったりかかった物品費であったりということの支援ということになりますので、支援でもらうと、個人からもらうという形ではないという仕組みになっています。

座長
事務局

ほかにいかがでしょうか。

今のところで説明させていただきます。

共同活動支援交付金につきましては、今、ご質問のとおり、集落単位で、先ほどご説明したほうに、非農家の人たちにご参加をいただいて、皆さんの中で話し合いをしていただきまして、今ご覧いただいている資料3の、具体的には9ページ以降のところ細かな要件というものがございます。資料3の9ページ以降に、それぞれ、点検をこういうふうにしてくださいとか、草刈りをこういうふうにしてくださいというようなことが詰められておりまして、それらについて全部その集落、必須要件に関しましては、毎年必ずやると、あと、先ほど説明した農村の環境保全活動についてはこの中から選択して必ずやると、そういうようなことを皆さんでお決めいただいて、市町村がそれを認めるといったような場合について交付金の交付の対象になるということになります。

その交付の支給額に関しましては、ただ今説明したとおり、10アール当たりでいくらですという交付金になりますが、その中では当然、これを上回るような活動経費がかかるという場合もございます。その場合には、活動の皆さんに自己負担をしていただくことになると思いますし、仮に余ったような場合には、これは基本的には最終年には戻していただくというようなことで進めております。

以上でございます。

座長
菊地委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

町会費みたいな中から出しているのかなと思っていました。こういうお金は、大きい事業の場合には交付金を使っても、除草、草刈りというの、そういうのなんかはみんな町民が、村民というのか、何した中からやっているのかなと思っていましたので。わかりました。

座長

1点伺いたいのですが、3つ目の柱の復旧活動支援交付金ですけれども、期

間が平成 23～平成 25 年度ということで、もう来年度で終わってしまうと。福島の場合はまだまだかと思うのですけれども、そのあたり、まだ今後のことでわからない部分もあるかと思うのですが、間に合わなかった部分はどのようにかなという部分がちょっと気になる場所なのですけれども、何か情報がありましたら教えていただきたいと思います。

事務局

現在のところ、この交付金が平成 26 年度以降どうなるかという明確な情報はございません。ただ、私どもとしては、委員長がおっしゃったように、まだ立ち入りもできていないところが福島県にはあるのだと、そういったところの復旧についてはぜひ、この交付金が有効なので活用させてほしいということで、国のほうには機会があるごとに継続の要望を出しているといった状況でございます。それに対する返答なり形は今のところ、まだ 25 年になっておりませんので、具体的にはないという状況でございます。

座 長

ありがとうございます。

この第三者委員会の中でいろいろな声を上げながら、ぜひそれを、場合によっては制度の改善にもつなげていきたいなと思っております。

いかがでしょうか。

佐藤委員
座 長
事務局

1 期目と今回と大きく何が変わったか、変わったところを教えてください。

事務局、お願いします。

一番変わった点と申しますと、まず 6 年目、5 年間継続して 6 年目になった組織が、単価、交付される金額が 25%カットになっているというところが、まず組織さんからは一番大きく目立つところかなと思います。

それから、1 期対策では一緒になっておりました共同活動、今回 2 期対策で分かれた向上活動の分、それは本来、1 期対策では 1 本だったというふうを考えております。それは、共同活動である草刈りをやります、それから環境保全活動をやります。また、そのお金の中で水路の更新等もその中で 1 期対策はすべてまとめて一つの中で処理しておったという形が 1 期対策の農地・水と。ただ、2 期対策からは、それを分けまして、共同活動では草刈り等の基礎活動と農村の花植え等の環境保全、こちらは今までどおり共同活動支援という交付金が残っております。ただ、水路自体の更新という部分については別出しをしまして、それが長寿命化ということで、向上活動支援交付金というところに出されています。こちらについては、路線単位、今までは悪いところを少しずつ直していく形だったのですが、この事業交付金ですと、全体を計画的に直すという言い方をしております、延長をかなりまとめて直したり外注できたりというような形がとれる形になります。また、高度な保全ということで、特に難しい活動とか注目する活動については別出しをされて、それは特に加算という形で支援していきたいということで、向上活動に出されてきたというものが 2 期対策から変わっているのかなと。あと、復旧活動が出てきたというのは、前はなかった点ではありますが、こちらはまた時限が別だということですので、中身が 1 期から 2 つの共同活動支援交付金と向上活動支援交付金に分かれたというところの 2 点、単価の話と中身が分かれたというところが一番大きく変わった

座 長	ところかなというふうに思います。
進士委員	<p>ありがとうございます。以前は1階と2階みたいな説明の仕方をされていたと思いますけれども、別棟になったという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>今後のことなのですけれども、今現在もそうなのでしょうけれども、向上活動支援に入るのかなと思うのですが、震災それから原発事故の影響で若い世代の農業後継者というところの農業を支える基盤、そういった人材の流出というところも懸念をしているところなのですけれども、人材育成についてというところははっきりした明言というか文面というか表記がちょっと弱いのかなというところは感じるのですけれども、そういったところについてはどんなお考えでしょうか。</p>
座 長 事務局	<p>事務局、よろしいでしょうか。</p> <p>後継者なり人材育成の部分については、確かに明文化されている形にはなってございません。これは、第二期対策から引き続きなのですが、この農家だけでなく非農家を含めた集落の全体活動を行っていく中で、そういった集落の将来の話し合いであったり、また、それを見て次の世代が育つといったような、農地・水の活動をすることによって生じれば、効果という部分かなというふうに私どもとしては考えております。後継者をつくるためにこれをやるのだといったようなところは、申し訳ございませんが、今のところ記述としては書かれていないというのが現状になります。</p>
座 長	<p>なかなか施策だとか政策によってそれぞれの目的とかねらいがあると思いますので、農地・水に対する期待というのはすごく高いのだらうと思うのですが、ほかの政策とセットで今、委員がおっしゃった後継者に対してどこまでできるかということが大きな課題なのかなと思います。その上で、何かさらにご意見はありますか。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、よろしければこれから第二次の制度内容の説明は終わりにいたしまして、次の議題でありますけれども、この取組状況について事務局のほうから説明をよろしくお願いします。</p> <p>平成 24 年度の農地・水保全管理支払交付金の取組状況につきまして、資料4から資料6までを使ってご説明いたします。</p> <p>まず、資料4をご覧ください。こちらにつきましては、まず1番目といたしまして、共同活動支援交付金の取組状況について記載しております。共同活動支援交付金につきましては、県内 59 の市町村のうち、40 市町村、569 の組織で取組が行われております。</p> <p>表の1につきましては、方部ごとの取組状況を記載しておりまして、県北支部につきましては全部で8市町村あるのですが、そのうち7市町村 81 組織が取組を行っています。県中につきましては、12 市町村のうち 10 市町村 122 組織で取組を行っています。県南方部につきましては、9 市町村のうち 4 市町村 32 の組織が取組を行っています。会津につきましては、13 市町村のうち 11 市町村 230 組織で取組を行っています。南会津につきましては、4 市町村のうち 3 市町村 18 組織で取組が行われています。相双につきましては、今回、震災等の影響</p>

もありまして、12の市町村のうち4市町村55組織が行っております。いわきにつきましては、いわき市は1市町村31組織、計40市町村569の組織で326万1,397アールの農地面積で取組を行っています。

下のグラフを見ていただきたいのですが、こちらのグラフからもわかるように、会津が一番多く、次いで県中、相双、県北、県南、いわき、南会津の順となっています。

共同活動支援については説明を終わります。

続いて2ページをご覧ください。2ページにつきましては向上活動支援交付金について記載しています。

こちらの向上活動支援交付金につきまして、まず施設の長寿命化に対する交付金につきましては、11市町村31組織で取組が行われています。こちらの長寿命化につきましては、今回、南会津といわき市では行われておりません。また、農用地面積200町歩以上の広域エリアにおいて活動組織や改良区等の地域の関係団体から構成されます農地・水・環境保全組織に対する交付金につきましては、先ほども説明したとおり、柳津町、西会津町、いわき市、3市町3組織で取組が行われています。

表につきまして、こちら方も部ごとに記載しており、11市町村31の組織、合計で13万4,970アールの農地面積で、水路の更新や農道の補修、ため池の改修等々を行っています。

下のグラフを見ていただきますと、向上活動に関しましては、一番会津が多く、次いで県北、県南、相双、県中の順となっています。

続いて3ページをご覧ください。3ページにつきましては、復旧活動支援交付金について記載しています。復旧活動につきましては、東日本大震災で被災した農業用施設のうち、災害事業等に該当しない小規模な災害を復旧する事業として、6市町村12の組織で取組を行っています。

表の3に記載してあるとおり、今回、6市町村12の組織で、5万8,558アールの面積で取組が行われています。

下のグラフにありますように、やはり浜通りの被害というものが多く、いわき市が一番多くなっています。

4ページから6ページにつきましては、共同活動・向上活動・復旧活動の市町村ごととか詳細な一覧となっていますので、後でご確認いただければと思います。

次に、資料5について説明いたします。資料5につきましては、ただ今、資料4のほうで福島県の取組状況を説明いたしましたが、こちら資料5につきましては、全国的な取組状況について記載しています。こちらの資料は国の農林水産省でとりまとめた資料でありまして、まだこちら、取組状況につきましては確定値ではなく見込み値となっていますので、多少確定値とは変わるおそれがあります。

共同活動につきましては、全国で東京都を除くすべての道府県で行われています。こちら、先ほどの取組面積はアール単位で話しましたが、こちらはヘクタ

ール単位でまとめております。全国では1万8,666の組織で145万5,438ヘクタールで取組が行われています。

向上活動につきましては、こちらは東京都と大阪を除いた道府県で行われていまして、7,483の組織で34万9,812ヘクタールの取組が行われているという形となっています。

後ろのページを見ていただきたいのですが、こちらは復旧の取組となっており、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、長野の各県で、564の組織4万3,876ヘクタールで取組が行われている状況になっています。

続きまして資料6のほうを説明いたします。資料6につきましては、こちら、福島県内の第一期対策の実施状況について記載してございます。第一期対策は平成19年度から平成23年度までの取組となっておりまして、まず、上のほうなのですが、共同活動交付金につきましては、平成19年度には47の市町村で594の組織、3万3,969ヘクタールの取組が行われ、第一期対策のピーク時の平成22年度では、47の市町村、673組織で、3万7,856ヘクタールの取組が行われております。

ただ、東日本大震災の影響もあり、平成23年度に若干減少し、45の市町村で644の組織、3万5,561ヘクタールとなっています。

向上・復旧に関しましては、平成23年度のみ取組で、向上活動につきましては11の市町村31組織、1,359.86ヘクタール、復旧活動につきましては、4市町村6組織で299.5ヘクタールの活動が行われています。

説明については以上となります。

座長

ありがとうございました。

本年度の取組状況、それから過去の実績と比較というところをお話いただきました。あと、支部・方部別、それから全国の状況の中で福島県ということですが、これはちなみに協定面積というか、対象面積が出ていますけれども、県内の農地に対しては大体どのぐらいの割合がこの事業の対象になっていると考えてよろしいのでしょうか。

事務局

県内の全対象面積が15万ヘクタール強の面積がございます。それに対して、現在24年度ですと、現在、22%弱でございます。

座長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のほうからご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

懸田委員

まず、お礼申し上げたいと思うのですが、支援の交付金の総額が10億を超えていますね。この金額に驚きました。私たちの文化財関係はせいぜい最高でも1,000万ぐらいなのです。まるで桁が違うということでうらやましく思いますし、ご努力に感謝したいと思っております。

それと、前にいただいた取組の評価というところを拝見しますと、年々増えているのですね。平成23年度は震災で多少減ったのですけれども。それは、地道な努力がおありになったということで、大変これは素晴らしいことだと思います。お礼を申し上げたいと思います。ただ、これは振興局経由でないため

事務局	<p>なのでしょうか。それとも直接、課の方でまとめるのでしょうか。</p> <p>こちらは、市町村から農林事務所のほうに上がって、直接私どものほうにまいります。仕組みといたしましては、こちらに今いらしております福島県協議会がとりまとめということになりますので、各農林事務所のほうに地方協議会ということで私ども県の職員がおりまして、そちらでとりまとめをして、本部であります福島の中央の協議会のほうに上がってきて集計されるという形になっております。</p>
懸田委員	<p>この書類ですが、私も申請の書類を拝見しまして、いろいろな補助金のお手伝いをさせていただいているのですが、こんなに親切な手続きを書いたのは初めて拝見しました。すばらしいですね。実務報告の書き方も、カラーで色つきで書いてありますから。というのは、なぜ申し上げたかという、行政経験の方は書類をつくるのは何とも負担ではないのですが、一般の方にとっては大変な負担なのです。見ただけで普通は拒否反応を起こします。ましてや高齢者の方なども、これがやめたくするのが普通なのです。</p>
座長	<p>そういうことで、ぜひ申請に当たって、恐らく、特に高齢者の方、あるいは行政の経験のない方は、窓口こんなことまで聞くのかというような質問が出てくると思います。ぜひ、それは親切に対応していただいて、エリアの事務所にこれが伸びるようにお力添えをいただきたいと思います。でも、この書類が整理されているのに驚きまして、お礼を申し上げたいと思います。</p> <p>お褒めいただきありがとうございますという、実際、第一期の対策の中でも、今、懸田委員が指摘されたように、なかなか書類をつくる、あるいはその素材というものを集めるのは大変だということになったものですから。せっかくですので、参考の資料のほうも、簡単に事務局のほうでご説明していただけますか。</p>
事務局	<p>参考としてお付けしております「組織設立等に関する書類」ということでございます。こちらが規約協定書になっておりますが、これは一番最初に皆様で話し合っただけでつくっていただくものになります。ただ、ひな形として、ある程度決まったものが示されているものですから、そちらに各地域ごとの名称であったり変わる部分を加えていただいて、少しでもつくる際に負担が減ればということの形になっておる書類でございます。</p> <p>あと、活動計画書が 10 ページからございます。これも一番最初にどんな計画をしますよということで、こちら、1 期対策の場合にはもっとたくさんの書類をつくらなければいけなかったのですが、委員長のお話にあったとおり、大変ですというお話がありまして、2 期対策からはかなりこういった部分も簡略化されたり軽減されております。</p> <p>それから、14 ページからが、最終的に終わった後に国のほうに提出する内容になるのですが、そちらについても今まではすべて国のほうまで確認できるものを挙げなくてはいけなかったのですが、現在、2 期対策からですと、確認は市町村さんがきちんとやってくださいと、国のほうでは確認をしたという書類だけ上げていただければいいですということで、提出する書類の量といたします</p>

か、数についてもかなり軽減をされているところでもあります。

ただ、どうしても国の交付金、補助金をもらっているという関係で、最終的に国の監査が入ります。監査が入る際には、きちんと活動をしているか、間違いない人数が出ているかといったものをご説明する必要があるので、やはり最低限つくっていただく書類というものがございます。その分、なるべく最低限になるようにしておるのですが、それでも懸田先生がおっしゃったように、どうしても農家のお父さんたちが書類をつくるのは大変だという声は現在でもあることは確かです。それにつきましては、毎年事務的書類の作成の研修会であったりというものを各方部ごとに組織の方に直接参加していただいて説明をして、少しでも、気持ちといたしますか、ご負担が減るように、またはご理解しやすいということで、私どものほうで事務をさせていただいている現状です。また、内容についても少しでも簡略したり簡単にできる、また説明ができる場所があればその都度改定して、なるべく負担にならないように進めていくということを考えております。

以上です。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。これは資料を見ていて気がついたのですが、先ほど、震災の影響があつて、市町村あるいは活動組織の数が減っているというお話がありますが、資料の6と4を見比べますと、活動組織が結構減っているのが県北であるとか県中でかなり減っているように見受けるのですが、これは震災以外の影響というふうに考えたほうがよろしいでしょうか。第1期で活動していたところが活動しなくなるとか、何かほかの理由というものが考えられるのでしょうか。

第一期対策が終わるときに、継続されない組織が190組織ございました。今回、新規で立ち上げる組織が85組織で、差し引きということで現在の数字になっておりますのが表になります。

この190組織につきましては、私どももその理由というものを知りたいということで、市町村を通じて直接アンケートをさせていただきました。その中で出てきたというところが、まず、お恥ずかしながら一番多いのが、今お話に出ております会計の事務処理が大変であるというのがまずございました。それと並んで大きな理由としてあったのが、地域の高齢化、集落全体が高齢化してしまったのでなかなか活動に取り組みなくなってしまった、もしくは、今後5年間の活動を考えたときに不安があつてどうしても踏み切れない。それから、あともう一つ、冒頭に委員長さんからありましたリーダーの部分もなかなか育成が進まなくて、1期対策のリーダーの方が卒業なり引退されるときに次の手がいなかったといった理由がその次として挙げられております。

そのほかには、やはり震災の影響により活動ができなくなるというのは、環境保全活動については、子ども会等を入れまして、みんなで水を守ろうという活動をしていた部分がかかなりあるのですが、そういった部分についてはどうしても親御さんの理解が得られなくて活動が継続できないといった内容もやはり

座長

事務局

	<p>特別としてはございました。</p> <p>以上です。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今お話にあったアンケートというのは、何か見ることはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>結果としては表にまとめてあるのですが、現在お手元にはお配りしておりませんで、これは後で配布することは可能かと思えます。</p>
座 長	<p>貴重な結果だと思えますので、ぜひ委員の皆さんにも見ていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>すみません。補足として、そのアンケートの中で、継続しないけれども地域の活動をどうするのだという質問を併せてしております。その結果、活動交付金からは卒業するのだけれども、地域の共同活動については、交付金が入る以前の形で今までどおりきちんと続けていきますといったご返答が8割以上の回答として出ておりました。それは、私どもの集落活動、これをやった後でも活動が継続されるということで、これは少しは役に立ったのかなということで考えております。</p>
座 長	<p>本来あるべきというか、一番望ましい形だなと思えますけれども、ほかにいかがでしょうか。</p>
進士委員	<p>いいですか。取組の組織の数が7方部で、会津が増加していると思えます。こういった活動というのは、それぞれの集落の、私も一人の農業者ではありますが、自らこうやって手を挙げて取り組みたいという場合と、それから、担当部局、行政のほうからの働きかけで、どうですかといったアクションの起こし方というのがあると思うのですけれども、特に会津は230組織ですか。このバランス的にどうなのかなというのと、それから、それぞれの行政、そこら辺の活動が厚いところなのか、それともほかのところは薄くてこういう状況になっているのか、そこら辺の組織のバランス的なところの説明をお願いしたいと思います。</p>
座 長	<p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>各方部の数字、当然、存在する面積の違いもあるかと思うのですが、あとは同じように各管内の市町村を呼びまして、私どものほうから説明対応をしております。同じように、市町村のほうでも各組織のほうにこういった仕事があるのだということは1期対策の初め、また2期対策の初めにおきましてもきちんと啓蒙しておるといふふうに聞いております。</p> <p>ただ、もう一つ、私どもの農地・水交付金のほかに、中山間直接支払という、またもう一つ、集落を支援する交付金がございます、そちらのほうに取り組むので農地・水のほうについてはなかなかできないといった話があるのも確かです。</p> <p>また、同じように、当然、市町村としては県と同じ負担を伴いますので、財政的な理由があるところもあるというふうには聞いております。ご説明は、各町村とも同じようにさせていただいているというふうに考えております。</p>

座 長	<p>今日は地域協議会からもご出席いただいておりますので、現場から見て、こうした方部なり町村で差が出てくるという、その原因はどのあたりにあるというふうにお考えでしょうか。</p>
●地域協議会	<p>確かな確認をしてお話をするにはちょっと私もできないのですが、もともと農地・水というのは、基本的に水路となると田んぼとかかわってきます。すると、田んぼがいっぱいあるのは会津のほうとか、組織的に大きな仕組みとして持っていますので、そういうところが取り込めれば組織的には大きくなるし、面積も大きくなるのだらうと思います。</p> <p>それから、行政の関与の仕方というのもそれぞれに考え方がございまして、従来、行政が補助金等を出して農道に砂利を敷いたりというやつを、今度、一定程度こちらのほうにお任せをさせていただくという指導をした町村もありますし、そういう市町村の考え方そのものについても組織の数なり面積に差が出てきているのもあるかと思えます。この部分は確実に確認をとってお話しているわけではないのでご容赦いただきたいと思えますけれども、そういった形で、ある程度数字に差が出ているのはあると思えます。そんなふうを考えています。</p>
座 長	<p>以上です。 どうもありがとうございました。</p>
進士委員	<p>進士委員、いかがでしょうか。 あと、組織が震災以降、やはり減っていると思うのですが、ある程度、これぐらいのところまでの組織はあってほしいとか、目標数値というのはあるのでしょうか。</p>
座 長 事務局	<p>では、事務局、お願いします。 まず、一番直近の目標といたしましては、この第二期対策終了の 28 年度までに第二期対策の最大値でございます 3 万 7,000 ヘクタール、その水準までに戻したい、復旧を進めていきたいというふう考えております。将来的には、県のほう、農林部のほうで長期的な目標として立てておるものは、平成 32 年までにさらに伸ばしまして、4 万 5,000 ヘクタールまで伸ばしたいという目標を立てております。まずは震災までの復旧、それから、その上でそれを生かしてさらに推進ということになるのですが、まだ平成 32 年については第三期対策があるかどうかはちょっとわからないので、あくまで私どもの目標ということになります。</p>
座 長	<p>以上です。 ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。今日はこういうデータを見ていただいたのですが、ほかにもこういう資料なりデータがあればというのがもしありましたら、委員のほうから出していただいて、事務局に準備をしていただくということもあると思えます。 特にほかになれば、今日出された意見なりご質問を事務局のほうで整理をさせていただいてということで、あと、4 にその他とありますけれども、この</p>

事務局	<p>点に関して事務局からありますでしょうか。</p> <p>それでは、その他ということで、資料はございませんが、平成 25 年度、新年度のスケジュールについてご説明をいたします。</p> <p>第 11 回の委員会を 9 月ごろ開催したいと考えてございます。この回は現地の視察ということで、直接、活動組織の代表の方と意見交換していただいて、実際、活動組織の方がどのようにお考えかというのを、直接、委員の皆様と伺っていきたいというふうに考えています。なお、詳細な時期、方部については、今後、委員長さんを含めまして事務局のほうで検討させていただきたいといふうに考えております。</p> <p>続きまして、第 12 回の委員会、こちらは平成 26 年 2 月上旬に開催をしたいというふうに考えております。この回で 25 年度の交付状況の点検と内容の説明、また、26 年度の開催の予定についてご審議をお願いする予定としております。</p>
座 長	<p>その他については以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まだ少し先の予定ですけれども、ぜひ頭に入れていただきまして、ただ今の事務局からの提案というか基本的な考え方ですが、何かご意見なり要望がありましたら、いかがでしょうか。</p>
懸田委員	<p>意見ということではなくお願いですけれども、取り越し苦労だと笑われそうなのですが、年を重ねますと余計な心配までするようになるので、いずれ我が身でございまして聞いていただきたいのでございますが、この第三者委員会という、今のニュースを聞く範囲だと、何か不祥事があったからつくったという印象を非常に受けるのですね。皆さんたち、そう思っているのです。私たちの委員会は、決してお目付役ではなくて、申請の方々のお手伝いをする委員会なのだということを何らかで強調していただきたいと思うのです。いわゆる、あらを拾うための会談といわれると大変心外でございまして、よくよくお願いしたいと思います。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちなみに他の府県の方はどういう名称なのでしょう。別にそろえているわけではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。そこは私ども調査しておりませんでした。もしわかりましたら、東北 6 県は会議等がございまして、それは話題として私のほうで仕入れてきたいと思っております。</p>
座 長	<p>なかなか途中で名称変更というのも難しいと思いますので、外に向けて PR するときその辺の誤解がないようにということでお願いできればと思います。</p>
事務局	<p>国のほうでは同じように第三者委員会という名前を使っていると、そこだけはお話しできると。</p>
座 長	<p>ほかにございますでしょうか。——なければ、予定した議題はすべて終わりました。長時間にわたりまして熱心なご意見、ご議論、どうもありがとうございます。</p>

いました。これで今日の委員会は終了させていただきます。

——閉 会——

司 会

委員の皆様には、長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会第 10 回委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)